

四日市市告示第516号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、特定生産緑地を解除したので、同条第2項に準用する第10条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年8月26日

四日市市長 森 智広

特定生産 緑地番号	特定生産緑地 所在・地番	特定生産 緑地面積	特定生産緑地 指定解除日
1	四日市市下之宮町字神宮地146番1	971㎡	令和7年7月24日
2	四日市市下之宮町字神宮地147番1	970㎡	令和7年7月24日
3	四日市市下之宮町字神宮地148番1	970㎡	令和7年7月24日
4	四日市市下之宮町字北神宮地176番	145㎡	令和7年7月24日

(都市整備部建築指導課)